平成２７年（フ）第２７１号
愛知県一宮市小信中島字郷東８番地　グランレイム小信中島802号
債務者　中村　紀子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７８号
愛知県犬山市富岡新町２丁目29番地　ハイツ南桜２－Ｃ
債務者　陸浦　健次
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７９号
愛知県犬山市富岡新町２丁目29番地　ハイツ南桜２－Ｃ
債務者　陸浦　妙子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０８号
香川県高松市屋島西町1921番地１　ハイマート屋島105号、申立時の住所香川県高松市高松町280番地５
債務者　峯尾　信治
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８９号
福岡県大牟田市大字唐船201番地７
債務者　向井　紗織（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第９０号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅15棟13号
債務者　小林　深雪
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目18－５、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町1523番地６
債務者　**徳**重　宏和
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
鹿児島県鹿児島市吉野町1523番地６
債務者　**徳**重　梨奈
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
鹿児島県鹿児島市平之町８番39－709号
債務者　谷川　博久
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０号
北海道根室市光洋町３丁目103番地４
債務者　米澤　勉
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第４１９９号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目８番31号
債務者　長嶺　弥生（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０２号
大阪市西成区千本中２丁目５番26号千本ハイツＢ－５、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目４番19号ハイツ三輝715号
債務者　井上　昌幸（旧姓薄田）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０７４号
東京都葛飾区亀有２丁目67－11－211
債務者　森田　弘
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１３９号
東京都江東区亀戸５丁目32－５－302
債務者　菱川かほる
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１４８号
東京都新宿区余丁町６－37－202
債務者　小室　和子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２０８号
東京都八王子市大谷町45－１－304
債務者　清水　和男
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部